

ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



- 移住・定住促進事業等のお知らせ · 2
- 農業・商工業支援事業のお知らせ · 6
- 名誉町民大西章允さんご逝去 · · · 8
- 議会だより · · · · · 10
- 新型コロナワクチン接種について · 15
- 狂犬病予防注射のお知らせ · · · 16
- 教育通信 · · · · · 22



春の交通安全運動

役場前交差点で交通安全街頭啓発が行われました。交通安全協会や交通安全指導員会、子ども防犯パトロール員の方などが交差点に立ち、交通安全を呼びかけました。

移住定住促進・まちづくり事業



小学1年生はじめての給食(4月12日)

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。

その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

結婚祝金（企画課）

予算額 100万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。

交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること 婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が80歳未満であること 結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること 夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上町内に住所を有することなど
祝金の額	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦1組に対して20万円

結婚新生活支援補助金（企画課）

予算額 120万円

町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一部を補助します。

補助対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届けを受理された夫婦 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること 申請日から令和4年3月31日まで申請時の住居に居住すること 夫婦の合計所得が400万円未満であること
補助内容	<p>令和3年1月1日から令和4年3月31日までに補助対象世帯が支払った下記費用の全額（合計30万円が上限額となります）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居費………結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用 引越し費用…結婚を機に引越しをした際に支払った費用

出産祝金（住民課）

予算額 250万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後1年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。



支給対象者	令和2年4月1日以降に出生し、1年を経過し、下記のいずれにも該当する方が対象です。 ・出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること
祝金の額	・第1子の場合 10万円（内3万円商品券）・第2子の場合 20万円（内5万円商品券） ・第3子以降 30万円（内10万円商品券）

新築住宅取得補助金（企画課）

予算額 600万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。



補助対象者	・65m ² 以上の住宅を新築した方 ※住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。 ・事業計画認定を受けてから6ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・新築住宅取得から3ヶ月以内に住民票を異動された方 ・補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して5年以上定住する方など
補助金額	・100万円 ・新婚世帯又は子育て世帯（養育1人）の場合は50万円上乗せ ・子育て世帯（養育2人）の場合は100万円上乗せ ・子育て世帯（養育3人以上）の場合は150万円上乗せ

住宅用地取得補助金（企画課）

予算額 300万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。



※用地取得前にご相談ください。

補助対象者	・100m ² 以上の土地を購入し、65m ² 以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から6ヶ月以内に工事を完了された方 ・土地取得の日から1年内に事業認定を受けた方 ・2親等以内の親族から購入した土地でないこと ・補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	・住宅用地購入価格の3分の2（上限100万円） ・市街地区にあっては、1m ² あたり5,000円を上限とし、それ以外は1m ² あたり300円を上限とします。



住宅リフォーム補助金（建設課）

予算額 550 万円

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります！
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30万円（税込）以上の工事が補助対象です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する方（町外から本町に住所を異動しようとする方を含む） ・改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方（町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む） ・補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に居住する方 	
補助金額	<p>◆現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の3分の1（上限 30万円）</p> <p>◆町内の空き家を改修する場合 対象経費の2分の1（上限 100万円）</p> <p>（町内の空き家を取得または空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます）</p> <p>※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①改修工事が完了してから3ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ②空き家を取得してから1年以内であること ③2親等以内の親族から取得した空き家でないこと 	

補助対象工事	区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
	内装 (各部屋共通)	<input type="checkbox"/> ドア取替 <input type="checkbox"/> 床改修（床材張替含む） <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 壁改修（塗装・壁材張替含む） <input type="checkbox"/> 部屋の間仕切りの変更改修 <input type="checkbox"/> 増築改修 <input type="checkbox"/> 天井改修（天井材張替含む） <input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 手すり取付・取替	<input type="checkbox"/> ふすま取替 <input type="checkbox"/> 障子張替 <input type="checkbox"/> 畳入替・表替え
	玄関	<input type="checkbox"/> あがりかまち、ベンチ	<input type="checkbox"/> 下駄箱取付・取替
	台所	<input type="checkbox"/> 流し台取替 <input type="checkbox"/> カウンター改修	<input type="checkbox"/> 換気扇取替 <input type="checkbox"/> 棚取替 <input type="checkbox"/> 蛇口取替
	トイレ	<input type="checkbox"/> 便器交換 <input type="checkbox"/> 手洗い設置・改修	<input type="checkbox"/> 手洗い蛇口取替 <input type="checkbox"/> ウォシュレット取替
	浴室・脱衣室	<input type="checkbox"/> ユニットバス設置・交換 <input type="checkbox"/> 浴槽交換	<input type="checkbox"/> 洗面台 <input type="checkbox"/> 蛇口取替 <input type="checkbox"/> シャワー取替
	電気	<input type="checkbox"/> 電気配線改修	<input type="checkbox"/> コンセント設置・交換
	外装	<input type="checkbox"/> 屋根葺替え <input type="checkbox"/> 屋根塗装 <input type="checkbox"/> 外壁張替え <input type="checkbox"/> 外壁塗装 <input type="checkbox"/> 防水工事 <input type="checkbox"/> 手すり取付 <input type="checkbox"/> サッシ取替（ガラスのみは不可） <input type="checkbox"/> 玄関フード設置	<input type="checkbox"/> 風除室サッシ取付 <input type="checkbox"/> 換気口取付・取替 <input type="checkbox"/> 網戸取付・交換
	その他	<input type="checkbox"/> 断熱工事 <input type="checkbox"/> 対象工事のうち新旧入替に伴う撤去処分費用	

留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象なりません。

住宅等除却費補助金（企画課）

予算額 200 万円

町内の空き家の発生を抑制し、住環境の保全を図るため、老朽化した町内にある住宅の除却に要する費用の一部を助成します。※住宅等除却前にご相談ください。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に所在する住宅であること ・昭和56年5月31日以前に建設された住宅であること ・空き家もしくは今後居住する予定のない住宅であること ・所有者が建替えをするための除却ではないこと ・除却工事に要する費用が30万円以上であること
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・除却工事に要する費用に2分の1を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）※上限100万円

まちづくり・まちおこし事業補助金（企画課）予算額 60 万円

町民の皆さんのが日頃から行う、自主的・自発的なまちづくり事業に対し、経費の一部を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：○○町内会○○まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
補助対象 経費及び 助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の限度額は補助対象経費の7割（新規事業10割）上限30万円です。
対象事業の 要件	<ul style="list-style-type: none"> 次の全ての要件を満たす必要があります。 ・公共性が認められる事業　・「協働」の創出が認められる事業　・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業　・事業の計画、効果、収支が明確である事業 ・他の補助を受けていないもの

公用車貸出（企画課）

～ 町民による協働活動をバックアップします～

町民の皆さんのが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出します。

貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しができません。
貸出車両	<p>①ダンプトラック（定員3名、貸出期間5月1日～10月31日、最大積載8,500kg） ※運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。</p> <p>②タイヤショベル（定員2名、貸出期間5月1日～10月31日） ※運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。</p> <p>③タウンエーストラック（定員3名、通年貸出可能）《2台あり》 ※運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。</p> <p>④小型タイヤショベル（定員1名、貸出期間5月1日～10月31日） ※運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。</p>
諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用区域は、原則町内です。 ・使用する10日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
貸出例	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の清掃活動 ・町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し出しが公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しができないことがあります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ・車両を損傷した場合は、修繕・賠償を請求することができます。 ・詳しくは役場企画課企画・まちづくり係までお問い合わせください。



令和3年度 農業・商工業支援事業のお知らせ

● 産業後継者新規就業支援事業

予算額 150万円

秩父別町内で農業・商工業などを営む方の後継者または新規就業者が、新たに就業する際の経営の継続発展を図るために、支援金を交付します。

◆対象者

- ※次の全てに該当する年齢45歳未満で就業開始後6ヶ月以上の方
- ・町内に住所を有すること。・公租公課に滞納がないこと。
 - ・後継者の場合は、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める方であること。
 - 新規就業者の場合は、自営業等を将来的に継続する意思があること。
 - ・支援金の交付決定の日から5年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆交付額

- ・50万円

※自営業など1経営体につき交付対象者は1人とし、交付は1度限りです。事情によりその支援金を返還した場合であっても、2回目の交付は行いません。

◆必要書類

- ・住民票、公租公課の滞納の無い証明書、新規就業の経営内容が確認できる書類
- ・支援金申請書、定住誓約書、経営継承及び経営承継承諾書（様式は役場産業課にあります）

● 農業後継者就学支援事業

予算額 36万円

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成するために、農業関係高等学校または大学等に在学する方に必要な資金を交付します。

◆対象者

- ・町内で農業を営んでいる方の親族（2親等以内）で、農業高等学校、農業大学校、農業関係大学などに在学する学生のうち、卒業後に秩父別町で農業経営の担い手となって農業を営む方。

◆交付額

- ・高等学校：月額1万円（交付期間3年間）・大学：月額3万円（交付期間4年間）
- ・短期大学、農業大学校、専門学校：月額3万円（交付期間2年間）

◆交付期間

- ・正規卒業または修了の最短期間とします。（高等学校と大学等を通算しての交付は行いません。）

◆必要書類

- ・申請書、家庭状況調査（様式は役場産業課にあります）・在学証明書
- ・連帯保証人の源泉徴収票の写しまたは所得証明書
- ・戸籍謄本、住民票抄本（秩父別町に住所を有しない方）

● 農地所有適格法人設立支援事業

予算額 100万円

秩父別町内で経営の多角化、作業受託などの発展的な農業経営を目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金を交付します。

◆対象者

- ・町内に在住する親族（2親等以内）ではない2戸以上の農業者で法人を設立し、設立した年度から1年度以内に認定農業者になることを確約できる法人。

※1戸の農業経営者が2つ以上の法人の構成員になる場合、支援金の交付対象は1法人限りです。

◆交付額

- ・100万円

◆必要書類

- ・申請書、認定農業者になる誓約書（様式は役場産業課にあります）
- ・法人の登記簿謄本及び定款

● 農業経営持続化補助金

予算額 1,100 万円

新型コロナウイルスの影響等により、令和3年産米の大幅な米価下落が危惧され、それに伴い水稻生産意欲の減退が懸念されることから、水稻種子の購入に要する経費の一部を補助します。

◆対象者

- ・個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格化法人は秩父別町に住所を有する法人で、令和3年に水稻種子を購入したもの。

◆補助額

- ・令和3年産米の水稻作付面積（水張面積）に対し10アールあたり500円、若しくは水稻種子購入費（消費税を除く）に対し50%以内の額のいずれか低い額。

◆申請方法

- ・JA北いぶきが申請の取りまとめを行います。

● 良品質米栽培事業補助金

予算額 150 万円

ケイ酸資材の導入により登熟歩合の向上、対病害虫性と対倒伏性の向上、低タンパク米の生産を推進し、より高品質な米づくりを支援します。

◆対象者

- ・個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格化法人は町内に住所を有する法人で、幼穂形成期にケイ酸資材を導入し、経営する田に施用するもの。

◆補助額

- ・施用面積10アールにつき1,450円（消費税を除く）を限度とし、かかった経費の40%以内。

◆申請方法

- ・JA北いぶきが申請の取りまとめを行います。

● 商工事業者事業継続追加支援金

予算額 600 万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている町の商工事業者の事業継続を支えるために支援金を支給します。

◆対象者

- ・町内に本社のある法人又は町内に主たる事業所のある個人事業者
- ・令和3年4月1日現在で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・令和元年（平成31年）と令和2年の事業収入を比較して、売り上げの減少が認められるもの。
なお、事業収入には、持続化給付金等の国・北海道・秩父別町等からの給付金を含めます。

◆支給金額

- ・下記の算定式で算出（千円未満切捨）します。
※算出金額5万円以上の場合に支給、70万円を上限とします。

【計算式】（令和元年の収入－令和2年の収入）×0.3

◆必要書類

- ・申請書（様式は役場産業課にあります）
- ・添付書類は、法人、個人事業主等により異なりますので、お問い合わせください。

◆申請期限

- ・令和3年6月30日（水）

◆その他

ご相談は、秩父別町商工会でも受け付けております。

お問い合わせ 役場産業課商工係・農政係 電話 33-2111（内線64・65）



秩父別町名譽町民・北いぶき農業協同組合名譽組合員

大西章允さんがご逝去されました

名譽町民並びに北いぶき農業協同組合名譽組合員の大西章允さん（81歳）が去る4月26日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。



議会議員在任中は、平成3年からは議会運営委員長として円滑な議会運営にご尽力され、平成7年からは議長として、その豊富な識見と優れた発想力・判断力、強い信念をもつて議会を統率されました。

また、平成10年3月に秩父別農業協同組合代表理事組合長に就任され、本町の農家経営の核を担われ、平成15年に秩父別・沼田・妹背牛の3つの農協が合併し、北いぶき農協が発足してからは、代表理事副組合長を経て平成19年に代表理事組合長に就任され、その卓越した手腕を遺憾なく発揮されました。

このほかにも、体育協会会長や交通安全協会会長など多くの分野でご活躍され、本町の振興発展に多大なご貢献をいたしました。

こうした数々のご功績が認められ、平成22年に北いぶき農業協同組合名譽組合員として表彰され、平成26年には議会の満場一致の賛同により、名譽町民に推戴されました。

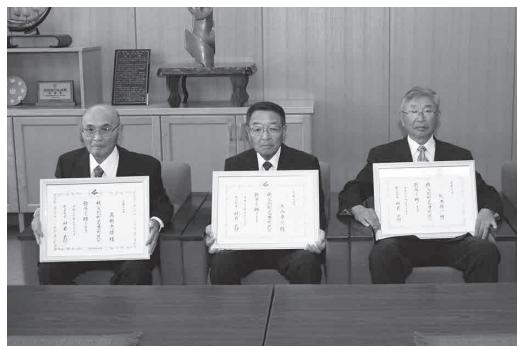
大西さんは、昭和35年3月に農業に従事された後、地域活動に積極的に参画され、土地改良区の監事や農協の理事・監事を歴任されました。

昭和54年には39歳の若さで町議会議員に初当選され、以来、通算4期15年10ヶ月の永きにわたり議会議員としてご活躍されました。

大西さんの人柄と数々のご功績を偲びつつ、ここに謹んでお知らせします。

大西章允さんの主な表彰歴等

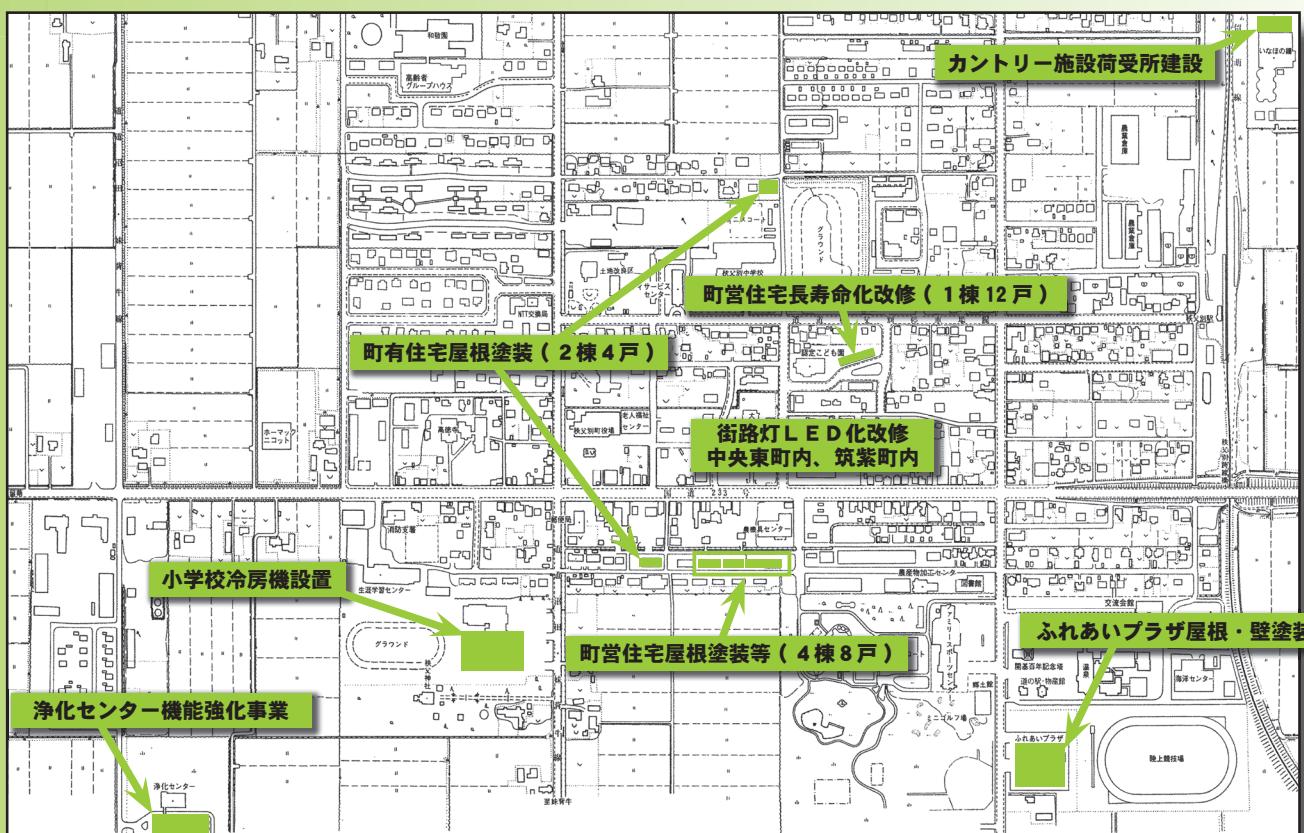
平成10年6月	北海道町村議会議長会表彰
平成11年2月	全国町村議会議長会表彰
平成16年11月	秩父別町表彰（自治功労賞）
平成21年2月	北海道表彰（産業貢献賞）
平成21年3月	北海道農業協同組合功労者表彰
平成22年3月	全国農業協同組合中央会功労者表彰（緑綬）
平成22年6月	北いぶき農業協同組合名譽組合員
平成26年5月	秩父別町名譽町民



平成26年名譽町民推戴式（写真中央）



令和3年度 主要建設工事の 実施予定箇所を お知らせします



お問い合わせ 役場建設課管理係 電話 33-2111 (内線94)



議 だ よ り 会



低コスト、省力化を取り入れた水稲播種の様子（4月24日）

発行/秩父別町議会
編集/町議会広報特別委員会
TEL/0164-33-2111
(議会事務局 内線25・26)

令和3年度一般会計予算	33億5,795万円
(前年度)	35億4,382万円
(増減)	▲1億8,587万円

令和3年度主要事業一覧

- ・ドッグラン造成
- ・米穀乾燥調製貯蔵施設荷受所建設
- ・滝の上揚水機場電気設備更新負担金
- ・町道1条路線舗装改修
- ・2条排水機場長寿命化対策

国民健康保険事業特別会計

3億7,782万円

(前年度) 3億9,177万円

(増減) ▲1,395万円

後期高齢者医療特別会計

5,180万円

(前年度) 4,884万円

(増減) 296万円

介護保険特別会計

3億4,804万円

(前年度) 3億2,159万円

(増減) 2,645万円



農業集落排水事業特別会計

3億1,451万円

(前年度) 1億4,908万円

(増減) 1億6,543万円

簡易水道事業会計

9,799万円

(前年度) 9,780万円

(増減) 19万円



◆令和3年第1回定例会 開催

令和3年第1回町議会定例会が3月10日・11日に開かれ、令和3年度の各会計予算案及び令和2年度一般会計補正予算案を含めた、25件の議案（うち人事案件3件）を審議し、いずれも原案どおり可決しました。なお、新年度予算は「予算審査特別委員会」を設置し、質疑応答により審査いたしました。※新年度の主な事業は町広報4月号をご覧ください。

特例条例の設定（町長、副町長、教育長の給与を決められた額より約5%～3%減額するもの）

・秩父別町基金条例の設定（子どもの自主性を引き出すための「こども未来基金」を新設）

・北空知衛生施設組合規約の一部変更（平成30年度に焼却施設の解体が終了したため）

以上の他6件を可決しました。

（子どもの自主性を引き出すための「こども未来基金」を新設）

・北空知衛生施設組合規約の一部変更（平成30年度に焼却施設の解体が終了したため）

以上の他6件を可決しました。

（子どもの自主性を引き出すための「こども未来基金」を新設）

コロナ禍による地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書を承認しました。

●人事案件

・秩父別町監査委員

・藤岡 和正 氏（再任）

・秩父別町副町長

・高鶴 公人 氏（再任）

・秩父別町教育委員会教育長

・小林 宏明 氏（再任）

●条例の設定・改正等
・秩父別町議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定（選挙ポスターや自動車等の公費負担）
・秩父別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の設定（町に対する住民訴訟により損害賠償の求償判決が出た場合に、善意かつ重大な過失がない限り賠償の限度額を定め損害賠償責任の一部を免責できるとするもの）
・町特別職の給与に関する

—

般

質

問

第1回町議会定例会 一般質問

（質問と答弁の内容を要約してお知らせします）

きたところです。

今後は、中学校の校舎建て替えや大規模改修、新築など、様々な方策を駆使しながら、子供たちに最高の学習機会を提供できる環境づくりを目指して、小中一貫教育の導入について積極的に検討してまいります。

また、教職員を先進地に派遣するなど、小中一貫校の必要性について共通認識を深め、教職員一人一人の意識の変容と学校組織体制の強化、向上を図つてまいりたいと考えております。



質問 大野議員

◇大野 敬議員 小中一貫教育制度について

課題になるのではないかと思います。

本町の教育環境等を踏まえ、小中一貫教育について、教育長の考へておられるところをお聞かせ願います。

答弁 小林教育長

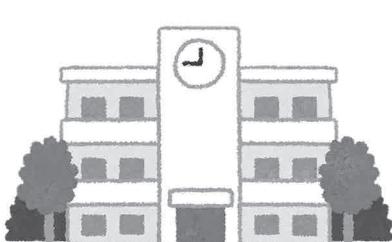
小中一貫校について、令和2年4月に国が行つた「本道における小中一貫教育学校の実態調査」結果では、導入状況は22市町村94校、義務教育学校の設置状況は10市町村11校となつております。

これまで教育委員会で開催するより、9年間一貫校として運用する方が多くのメリットがあると思うことから、今後、中学校の校舎を検討する過程で重要な検討

そこで、近年設けられました小中一貫教育制度について、少子化傾向の中にあって、生徒数が少ない地域では、小学校、中学校と分けて、生徒数が少ない地域は、令和元年に占冠村のトマム学校、令和2年には白糠町の庶路学園と中標津町の計根別学園に小中一貫教育校の先行調査を実施して

ます。

これまで教育委員会で開催するより、9年間一貫校として運用する方が多くのメリットがあると思うことから、今後、中学校の校舎を検討する過程で重要な検討



予算審査特別委員会の質疑

令和3年度予算案を審査するため、予算審査特別委員会を設置し、委員長に藤岡浩文議員、副委員長に大野敬議員を選出し、3月10日から2日間に渡り審査を行いました。

特別委員会での質疑応答の主なものは次のとおりです。

【質問】通報業務の一元化による深川消防署負担金の増額の根拠について

【答弁】深川消防署が整備した高機能消防司令システム、統合型位置情報通知装置の維持・管理の費用を深川市、妹背牛町、秩父別町の負担として増額していくます。このシステムの導入により、救急車の出動が従来より早くなり、秩父別町の救急体制が素早く取れる利点があります。

【質問】自主防災組織の現在の数について



【答弁】現在、東栄町内会、南町内会、筑紫町内会の3つの組織があり、その他に中央西町内会の一部地域で活動中です。また、西栄町内会が令和3年度中の設立を検討しています。

【質問】北空知圏公共交通計画策定支援業務について

【答弁】北海道が中心となり、4町で、地域にとつて最適な交通手段を調査・検討し、サービスの提供を確保する計画を立てるものです。

【質問】地域おこし協力隊の新年度の人数について

【答弁】令和3年3月現在2名在籍で、3月末で1名が任期を終えます。令和3年7月に1人が加わる予定です。

【質問】ふるさと納税の返礼品の追加について

【答弁】ふるさと納税の返礼品の条件として、総務省が定める地場産品基準がありますので、それに適合する返礼品の追加を今後検討してまいります。

【質問】空き家解体費と住宅除却費の違いについて

【答弁】空き家解体費とは、

所有者が確認できなく、住民等に危険が及ぶものについて、町が代執行を行うものです。住宅除却費は、所有者自らが建物を解体する費用の一部を助成するものです。

【質問】鳥獣被害対策実施隊員について

【答弁】令和2年度は鹿の出没が非常に多く、捕獲頭数も前年の倍になつたことから、令和3年度は隊員を2名から4名に増やし、併せて生態調査や捕獲方法などの助言をもらう予定としています。

【質問】カラス対策について

【答弁】現在46名に町から駆除の許可を出しており、その内4名が町内で、ほかは北海道電力の職員です。罠等については、獵友会とも相談しながら検討したいと考えています。

【質問】アライグマの箱罠設置について

【答弁】設置には資格が必要で、役場に連絡していただければ、箱罠を設置しますし、アライグマは外来種のため、資格を持つ町職員が回収し処分します。



カラス対策が施された旧車両センターゴミステーション

【質問】障害者施設の補助及び施設概要について

【答弁】今回三棟目の建設として、上限を二千万円とする建設費の補助を予定しています。施設概要は、一棟の定員が10名で、この増築により計30名の入所が可能となります。従業員は26名中12名が町内在住者です。

策として、ネットを活用する方法に対し予算を計上しています。

【質問】認知症総合事業費の認知症初期集中支援チームについて

【答弁】地域で認知症の疑いがある方を支援する組織です。認知症疾患の臨床診断や継続的な医療を受けていない方を対象に、認知症疑いのある方に対し、医師等を調査のため派遣して状況を判断するものです。

【質問】ローズガーデン駐車場北側に造成を計画している「ドッグラン」の規模、設備、管理体制について

【答弁】26メートル×40メートルで約1千平方メートルになります。柵の中は芝と一部ダスト舗装とし、柵は雪による倒壊を防ぐため、強固な作りとする予定です。施設利用は無料とし、使用者が譲り合つて利用いただきたいと思います。



ドッグラン造成予定地
(高規格道路秩父別PA入口)

また、芝の管理は、ローズガーデンの管理者に委託する予定です。理人はおきませんので、利用者が譲り合つて利用いただきたいと思います。

また、芝の管理は、ローズガーデンの管理者に委託する予定です。

【答弁】せせらぎは、水をくみ上げていたポンプが故障し、荒れ地のようになり、新たにポンプを設置する場合、相当な費用を要するため、将来的には、埋め立てて芝に戻したいと考えています。

【答弁】せせらぎは、水をくみ上げていたポンプが故障し、荒れ地のようになり、新たにポンプを設置する場合、相当な費用を要するため、将来的には、埋め立てて芝に戻したいと考えています。

【質問】スーパー秩肥を製造しているコンポスト施設の廃止を検討しているが、廃止後の汚泥の処理について

【答弁】肥料は、令和3年度は製造販売します。国道から廃止の許可が出た段階で手続きを進め、廃止後の意味合いを兼ねているよ

【質問】ドッグランは、ローズガーデンへの誘導策の意味合いを兼ねているよ



【質問】町営住宅の洗浄便座への取り替えについて、新年度以降の計画は

【答弁】今年は4棟を取り替える予定です。今後平成11年度以降建設された町営住宅等の便座を3ヶ年程度で取り替えを行います。



【質問】「つばめの教室」の具体的な内容について

【答弁】現在は「夢の教室」ということで、アスリート中心でしたが、令和3年度は、国際感覚を身に着けてもらえるような内容を検討しています。次年度以降は、いろいろな職業の方の講演をいただきことを考えています。

の汚泥は、北空知衛生センターへ搬入する予定です。

【質問】産業後継者等育成推進協議会への交付金を昨年60万円から37万8千円に減額した理由について

【答弁】協議会の下に実際に活動するアドバイザー組織がありました。新年度から組織を一本化し、農業体験実習生の受け入れなど花嫁対策を効率的に行います。事業費は、繰越金や、北いぶき農協等の負担もあり、必要な額は確保しています。

維持、運営に対する町長の考えは

【答弁】26メートル×40メートルで約1千平方メートルになります。柵の中は芝と一部ダスト舗装とし、柵は雪による倒壊を防ぐため、強固な作りとする予定です。

施設利用は無料とし、利用者が譲り合つて利用いただきたいと思います。

【答弁】ローズガーデンはウエル花夢を閉鎖し、入場者数も増えない中、維持する作業員の確保にも苦労していることから、一帯の今後の

【質問】産業後継者等育成推進協議会への交付金を昨年60万円から37万8千円に減額した理由について

【答弁】協議会の下に実際に活動するアドバイザー組織がありました。新年度から組織を一本化し、農業体験実習生の受け入れなど花嫁対策を効率的に行います。事業費は、繰越金や、北いぶき農協等の負担もあり、必要な額は確保しています。

【質問】「つばめの教室」の具体的な内容について

【答弁】現在は「夢の教室」ということで、アスリート中心でしたが、令和3年度は、国際感覚を身に着けてもらえるような内容を検討しています。次年度以降は、いろいろな職業の方の講演をいただきことを考えています。

第2回臨時会

4月1日、第2回町議会臨時会が開催され、令和3年度一般会計補正予算案について審議を行いました。

- 補正予算の主なもの
- ・新型コロナワイルスワクチン接種に係る諸経費
- ・町民1人につき5千円の地域振興券の配付と売上減少を補う事業継続追加支援金の交付
- ・水稻作付面積を維持するため、種糲購入費として10aあたり500円を上限に助成
- ・児童生徒の熱中症対策として、小学校の各教室及び中学校の保健室へのエアコンの設置
- ・小学校のトイレを洗浄便座に取り替え
- など6020万円を追加し、総額34億1815万円とする一般会計補正予算案について審議を行いました。

第3回臨時会

4月28日、第3回町議会臨時会が開催され、令和3年度秩父別町米穀乾燥調製貯蔵施設荷受所建設工事請負契約について、原案どおり可決しました。

所管事務調査の申し出

議会閉会中の所管事務調査について、総務経済常任委員会及び議会運営委員会から、次のとおり申し出がありました。

- 総務経済常任委員会
- 教育委員会所管の施設整備状況について
- 学校教育におけるICTの活用状況について
- 議会運営委員会
- 次期町議会（定例会までの臨時会を含む）の運営について

議会の主な動き

編集後記

○コロナとの戦いも2年目を迎えていました。この広報が出るころには医療従事者から高齢の方々へ順次ワクチン接種が始まる頃かと思います。気を緩めず感染予防に努めましょう。

○毎年雪解け後に出てくる空き缶やゴミを見る度、残念な気持ちになります。「私一人が投げたって」と考えずに地球環境を守る意識を持ちたいもので

【2月】		【3月】		【4月】	
5日	第1回町議会臨時会	3日	町政討論会・議会運営委員会	1日	第1回町議会定例会（～11日）
10日	全員協議会	10日	全員協議会・総務経済常任委員会	26日	総務経済常任委員会
11日	広報特別委員会	23日	各一部事務組合議会定例会	26日	各一部事務組合議会定例会
		空知町村議会議長会定期総会	空知町村議会議長会定期総会	1日	第2回町議会臨時会
		空知町村議会議長会第2回役員会	空知町村議会議長会第2回役員会	8日	広報特別委員会
		秩父神社祈年祭	秩父神社祈年祭	15日	空知町村議会議長会第2回役員会
		名誉町民 大西章允氏 合同葬	名誉町民 大西章允氏 合同葬	26日	空知町村議会議長会第2回役員会
		春の水天宮祭・通水式	春の水天宮祭・通水式	30日	空知町村議会議長会第2回役員会

議会を傍聴しませんか

令和3年第2回町議会定例会は、6月上旬に開催されます。当日の受付で傍聴できますので、お気軽にお越し下さい。

（中西）

お問い合わせ 秩父別町議会事務局
TEL 33-121111（内線25・26）

○春になり、子供たちが自転車に乗る機会が増えてきます。車でそれ違う時には、注意をして走行しましょう。



新型コロナワクチン予防接種について

町では、ワクチンの入荷状況に合わせて年代順に順次案内、予約、接種をすすめています。

ワクチンの入荷状況や量により、案内や接種開始日が前後する可能性があります！

【今後の予定】

年齢	案内通知	接種開始
75歳以上の方	通知済	5月17日から
65歳以上の方	5月31日	6月28日以降 ワクチンが入り次第
16～64歳の方		高齢者接種終了後

入院中の方や施設入所中の方は、病院や施設に接種の予定について事前にご確認ください。

町から接種券が届く前に病院や施設で接種が実施される場合には、役場住民課健康推進係にご連絡ください。

ちっぶ健やかポイント実施中です！

町では、健康づくり事業への参加促進と地域経済の活性化を図るため、秩父別町スタンプ会「ちっぶべつポイントカード」のポイントが貯まる健康ポイント事業を実施しています。

健康づくりに関連した事業に参加して、ちっぶべつポイントカードのポイントを貯めましょう！

◆ポイントの付与方法

下記の対象となる事業の参加時に「ちっぶべつポイントカード」をお持ちいただき、「ポイント引換券」をお渡ししますので、後日役場住民課に引換券とポイントカードをお持ちください。

◆ポイント付与事業

○子育て応援事業

まるっとサロン、乳幼児健診、離乳食・幼児食教室、子育て講話

○健康づくり事業

住民健診、人間ドック、特定保健指導、健康料理教室、男めし教室

○介護予防事業

健康相談・教室（老人クラブ）、認知症サポーター教室、脳活！

まるごと元気運動教室※、ふれあい・いきいき広場※

※の事業は参加登録時のみポイントを付与します。

お問い合わせ 役場住民課健康推進係 電話：33-2111（内線48）

スタンプカードに関するお問い合わせ ちっぶべつスタンプ会（秩父別町商工会） 電話：33-2459



畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射日程

■実施日 **5月25日（火）**
時間・場所は右表のとおり
■料金
登録料 **3,000円**（新規登録のみ）
注射料等 **3,240円**
(つり銭のないようにお願いします)

実施場所	時間
日の出コミュニティ会館	9時00分～9時30分
西栄コミュニティ会館	9時45分～10時15分
除雪ステーション	10時30分～11時00分
東栄コミュニティ会館 ※東会館から変更になります	11時15分～11時40分
筑紫児童館あと	13時15分～14時00分
役場前	14時15分～15時45分

●実施日（5月25日）に登録及び注射が受けられない方へ

- ・第2回の登録及び注射を6月15日（火）午後6時から午後7時までの間に役場前で行います。
- ・個人宅への注射の出張サービスは行っておりませんので、6月15日も注射を受けることができない方は動物病院で接種するようしてください。

●動物病院で注射を受けた場合

- ・病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持参のうえ、役場住民課衛生係までお越しください。注射済票を交付いたします。（手数料550円が必要です。）

●飼い犬の異動（譲渡や転入・死亡など）があった場合

- ・飼い犬が転入・死亡したり、飼い犬を譲ったりした場合には届け出が必要となります。
- ・異動があった場合は、衛生係までご連絡をお願いします。

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、飼い犬に狂犬病の予防注射を
毎年1回受けさせる義務があります。（子犬の場合は生後91日以降）

お問い合わせ 役場住民課衛生係 電話 33-2111（内線43）

自動車税種別割の納期限は5月31日（月）です

※令和元年10月1日から「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されています。

★★★ 自動車税種別割は、次の場所で納税できます ★★★

◆道内の金融機関、郵便局 ◆総合振興局、道税事務所の窓口

◆主なコンビニエンスストア（セイコーマート、セブンイレブン、ローソンなど）

※インターネット上の専用サイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカード納税が利用できます！

■納税通知書は5月6日（木）に発送されています。

■自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。

住所が変わったときなどは、運輸支局で手続きが必要です。

■納税通知書が届かない、期限までの納付が困難な場合は下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ 空知総合振興局深川道税事務所 0164-23-3578

チャイルドシートの貸し出しについて

町では、チャイルドシート着用の普及啓発を図り、子どもの交通死傷事故を防止することを目的に、チャイルドシートを無料で貸し出しています。

乳児用、幼児用、児童用の3種類を貸し出していますので、希望される方は事前に下記担当までご連絡ください。

なお、台数が限られているため、在庫の状況により、貸し出しができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



対象者	町内に住所を有し、臨時にチャイルドシートが必要な方
申し込みに必要なもの	・チャイルドシート等貸出申請書（役場総務課にあります） ・申請者の運転免許証、印鑑
貸出期間	原則1年間 但し、期間終了までに貸出継続申込書を提出することで1年間の延長が可能です。
貸出料	無料 但し、使用後はクリーニング店でシートの清掃処理を行ってから返却してください。

【お問い合わせ】役場総務課交通安全係 電話 33-2111（内線34）

とんでんまつり・キュービックワンダーランドフェス・ちっぷフェスティバルの今年度の開催中止について

今年の夏に開催を予定していた秩父別とんでんまつり（同実行委員会主催）、キュービックワンダーランドフェス in ちっぷべつ、ちっぷフェスティバル（同実行委員会主催）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止することに決定しました。

それぞれのイベントに関するお問い合わせは下記まで。

○とんでんまつりに関するお問い合わせ

とんでんまつり実行委員会

（事務局：役場産業課商工・労働・観光係 電話 33-2111内線64）

○キュービックワンダーランドフェス in ちっぷべつに関するお問い合わせ

役場企画課企画・まちづくり係（電話 33-2111内線72）

○ちっぷフェスティバルに関するお問い合わせ

ちっぷフェスティバル実行委員会

（事務局：町商工会 電話 33-2459）

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター

北海道では、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐための「帰国者・接触者相談センター」と「感染症に関する一般相談」の電話番号を全道で統一し、新たに「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」としました。

0120-501-507（フリーダイヤル・24時間）※感染症に関する一般相談

0164-22-1421 ※平日の日中は深川保健所でも相談を受け付けます。



アンの秩父別

料理物語

インバウンド事業担当のアンさんが、地域おこし協力隊の森さんと協力して町内の飲食店を取材し、お客さんが普段見られない厨房の中を物語風にまとめてくれました。

記事は町フェイスブックにも掲載しています。広報には載りきらない写真もたくさん掲載していますので、町HP等からご覧ください。

第二話「ホカホカパスタ」

今から十三年前。日本列島の北にある秩父別町に昇一さんという五十歳の男性がいた。彼は若い頃から料理を作るのが好きで、料理になることが夢だった。

そしてある日、国道二三三号線沿いにおしゃれなウッドハウスがポツンと建った。何だろう…。家らしいが、覗いてみるとパスタがメインの洋食屋さんだ。名前はキッチンハウス小島という。それは昇一さんのお店だ。

秩父別町民は昇一さんの新しくオープンしたお店の



ことを聞くや否や、足を運んでくれた。

昇一さんの味付けにハマって口コミまでしてくれた。常連客もどんどんどんどん増えてきた。キッチン

それでもオーナーの昇一さんは怒ることなく、「あい」との看板は世界で一つのデザイン。本当に気に入っている。だから、名前の勘違いは気にならない。むしろ、

ハウス小島の仕事は毎日忙しかったが、昇一さんはアルバイトを雇おうと思つていなかつた。彼のことを支えてくれる奥さんの存在があつたからだ。

奥さんはサラダや飲み物の用意と接客を、昇一さんは調理を担当した。

お店の看板には昇一さんの手書きで「小島」と書いてあるが、お客さんに「小鳥」とよく勘違いされていた。

料理を美味しく食べて、満足して帰ってくれればそれでいい。

そんな前向きな彼の夢の始まりは意外だった――

九歳の時、ボイスカウトのキャンプに参加し、そこで初めて人に料理を作る機会があつたのだ。

きつかけはキャンプの最終日だった。余った食材をすべて使わなければならなかつた。色々な食材で作つた料理は美味しく、料理の自由さを感じた。食べ物も料理の工夫次第で美味しくなるということを知り、面白いと思ったため、料理の世界に飛び込んだ。



第二話「ホカホカパスタ」

おわり



お店を開いた頃はメニューが少なく、ほとんどパスタだつたが、来店客の食べたるものも作つてあげた。それがどんどんお店のメニューになり、おつまみのメニューもだんだん増えてきた。「作り置きはしないというこだわり、ただ一つだけ」と昇一さん。開店してからあつていう間に十三年が経ち、世の中は色々変わつた。ただ、変わつていらないものもある。それは今でも小さなウッドハウスの中の厨房で料理が大好きな昇一さんが心を込めてホカホカパスタを作つて待つていることだ。

こんにちは。地域おこし協力隊の森瑞稀です。今月から、わたしの活動の一部が広報に載ります。地域おこし協力隊ってどんな活動をしているんだろう…と思っている方へ、少しでもわたしの活動が伝わればいいなと思っています。

1月から3月の間、飲食店の方をはじめ、たくさんの方の支えをいただきながら英語のメニューを作りました。各飲食店の雰囲気を出すために、字体やデザインも工夫しました。メニューはラミネート加工をし、飲食店に配付するだけでなく、秩父別町ホームページにも載せています。

たくさんの方と共に作ったメニューをぜひ見てみてくださいね！



地域おこし協力隊
Facebook
Instagram
はコチラから



ごみの野外焼却（野焼き）は絶対にやめましょう！

地面に掘った穴やドラム缶、法令で定められた構造基準等を満たしていない焼却炉でごみを焼却している方がいます。このような野焼きは、環境に悪い有害物質ダイオキシンが発生するとともに、煙・すす・悪臭などで近所の人に迷惑をかけます。また、飛び火による火災など思わぬ災害を及ぼすおそれがありますので、絶対にやめましょう。

- ◆ごみの野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法第16条の2）で禁止されています。
- ◆違反して廃棄物を焼却した者は、罰則があります。
「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方」の対象になります。



—政令で定める例外（廃棄法施行令第14条）—

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（凍霜害防止のために行う廃タイヤによるくん煙は、生活環境に著しい支障を生じるためできません）
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんと焼き）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（廃ビニルの焼却は生活環境に著しい支障を生じるのでできません）
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（書類等の焼却はこれに該当しません）

「例外的に認められている焼却行為であっても、生活環境上支障があり、苦情等がある場合は指導の対象となります。」



まちのわだい



広報に掲載した写真をご希望の方、広報誌に関するご意見、ご要望は、総務課広報係までご連絡ください。

※写真は電子メールによる提供も可能です。

・電話 33-2111 (内線 32・34番)

・メール kouhou@chippubetsu.jp

4
/ 5

はじめての登園 認定こども園くるみ入園式

認定こども園くるみで入園式が行われ、18名の園児が新規入園しました。はじめてこども園に登園した園児たちは、落ち着かない様子でしたが、園長先生のお話をしっかりと聞いていました。



4
/ 7

新たな生活のスタート 小学校入学式

秩父別小学校で入学式が行われ、20名の新1年生が小学校生活のスタートを切りました。新入生たちは、担任の先生を先頭に入場し、一人ずつ名前を呼ばれると「ハイ！」と手をあげて元気よく答えていました。



4
/ 7

期待と希望を胸に 中学校入学式

秩父別中学校で入学式が行われ、21名の生徒が中学校生活をスタートしました。保護者や先生が見守るなか、新入生たちは期待と希望に胸を膨らませ、中学校での新たな一步を踏み出しました。



4
13

秩父別消防団 東副団長 消防庁長官永年勤続功労章受章

秩父別消防団副団長の東晴基さんが消防庁長官永年勤続功労章を受章され、町長に報告に訪れました。東さんは昭和58年から消防団員として地域の消防活動並びに防災の発展向上等に貢献され、令和元年からは副団長として災害現場の指揮や団員の育成等にご尽力をいただいています。



4
16

交通ルールを身につけよう！ 小学校交通安全教室

秩父別小学校の全学年を対象とした交通安全教室が行われました。児童たちは、実際の道路に出て自転車での交通ルールや横断歩道の渡り方などを学んだ後、川口駐在所長からの交通安全講話を聞きました。



4
25

火災予防を啓発 消防団防火査察実施

春の火災予防運動にあわせ、深川地区消防組合秩父別消防団による一般家庭の防火査察が実施されました。消防団員がそれぞれ各家庭を訪問し、ホームタンクや煙突周りの点検と火災予防リーフレットを配付し、火災予防啓発を行いました。



農業者年金受給権者現況届について

農業者年金を受給されている方は、年金を受給するために現況届の提出が必要です。現況届は、5月末頃に直接受給権者ご本人あてに送付されます。現況届が届いたら、氏名・生年月日・住所（番地記載）等を記入のうえ、6月末までに農業委員会事務局へ提出してください。提出がないと、農業者年金の支払いが止められる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ 農業委員会事務局総務・農地係 電話 33-2111（内線 65 番）



スラックライン教室

～ 体幹を鍛えよう～

3月26日、小・中学生を対象とした「スラックライン教室」を開催しました。スラックラインとは、幅5cmのラインの上でバランスをとりジャンプ、ターン、ポーズなど様々な技にチャレンジする競技で、体幹トレーニングとしても注目されているニュースポーツです。

今回の開催が3回目になり、経験者もあり、最初からスタッフの補助なしでチャレンジする児童・生徒も数名いて、限られた時間の中で初心者も経験者もそれぞれ上達したようです。



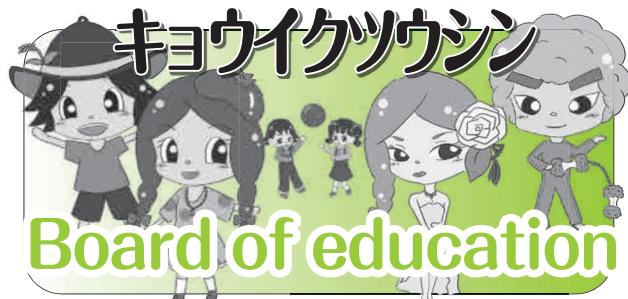
ブックスタート

～ 乳児に絵本をプレゼント～

4月8日、老人福祉センターで行われた乳幼児健診にあわせて、生後7～8ヶ月の乳児と保護者を対象にしたブックスタート事業を行いました。

ブックスタートは、乳児の言葉と心を育むためには、ぬくもりの中で、愛情のこもった優しい言葉を聞き、人と心を通わせることが大切であると、1992年にイギリスではじまった運動です。

本の楽しさに触れる機会を提供し、成長してからの読書習慣の定着につながるよう、図書館から乳児と保護者に絵本をプレゼントしました。



子ども防犯パトロール員代表者会議

～ 地域で子どもたちを見守る～

本町では平成18年度から、市街地区の各町内会が小・中学生の登下校時に、防犯・交通安全を目的として、年間を通してボランティアで見守り活動を続けており、毎朝子どもたちがパトロール員のみなさんに元気よく挨拶する姿が日常となっています。

4月15日、スポーツセンターで「子ども防犯パトロール員」代表者会議を開催し、市街地区各町内会の代表者に駐在所長、小・中学校長を加え、情報提供や意見交換を行いました。



◇◇◇施設からのお知らせ◇◇◇

陸上競技場などの野外施設がオープンします。利用にあたってご不明点等ございましたら教育委員会までお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開設期間が変更になる場合があります。

施設名	開設期間	利用時間等
屋外遊戯場 キュービックコネクション	4月29日～10月31日 (休場：第4月曜日)	4～8月 8:00～18:00 9・10月 9:00～17:00
陸上競技場 テニスコート	5月1日～10月31日	9:00～日没 (格納庫は17:00まで)
パークゴルフ場 【有料】	4月24日～10月31日	4・5月 8:00～18:00 6～8月 7:00～18:00 9・10月 8:00～日没
キャンプ場 【有料】	5月1日～9月30日	随時 (チェックアウト11:00)

図書館だより

◆◇図書館利用のご案内◇◆

図書の貸し出しは、一部の参考図書を除き一人5冊まで、14日間利用できます。

また、リクエストサービスもあり、当館に蔵書がない場合は依頼に基づき図書の購入や、北海道立図書館をはじめ他市町の図書館から借用して貸し出しすることもできます。

ぜひ、お気軽にご利用ください。

○開館時間 午前10時から午後6時まで（小学生のみでの利用は午後5時まで）

○休館日 月曜日、年末年始

◆◇「わたしがよんだ本 2021」にチャレンジしませんか？◆◆

★本をたくさん読んで記録ノートを完成させよう！

図書館では、今年度も「わたしがよんだ本」を次のとおり実施します。たくさんのご参加をお待ちしています。

○対象～幼児・小学生

○図書館の本を読んで、記録ノートに書名や感想を記入して、提出して下さい。（ノートには本10冊分記入できます）

○ノート1冊完成ごとに参加賞を贈呈（10冊達成で賞状を授与）

○実施期間～令和4年2月27日（日）まで

【お問い合わせ】 秩父別町図書館 電話（33-2220）



○ 教育通信に関するお問い合わせ先 ○

教育委員会社会教育・社会体育係 【電話33-2555 FAX33-3549】



防災行政無線メール
配信登録用 QR コード



空メールを送信後、
案内に従って登録し
てください。

(敬称略)

西 旭 おたんじょう
栄 長谷川優愛
大山 勇名
山 恭平
内名 氏
内名 氏
年齢 父の名

おぐやみもうしあげます

おめでとう

◆◇ 戸籍の窓 ◇◆

令和3年 4月末日 現在	人口 2,346人 (-1人) 男 1,088人 (-2人) 女 1,258人 (+1人) 世帯数 1,122戸 (-1戸)
4月中の動き	出生 1人・死亡 1人 転入 5人・転出 6人



HAPPY BIRTHDAY! ちつぱっ子



マイブーひよ、ベーカー♪

4月 17日
生まれ

佐藤 あすま
ママ 舞さん
(中央西 町内)



4月 28日
生まれ

坪田 にな
二奈ちゃん(右)
二乃ちゃん(左)
ママ 奈々絵さん
(中央西 町内)

こくじやのなる
おもちゃが大好き

秩父別町地域振興券を発送しています

町内の店舗等で使用できる秩父別町地域振興券を、令和3年4月23日現在で町に住民登録のある方を対象に発送しています。

利用期限は令和3年9月30日(木)です。
期限内にご使用ください。

見本



お問い合わせ 役場産業課商工係
電話 33-2111 (内線 64)

行政相談委員の決定について

令和3年4月1日付けで総務大臣から
行政相談委員の委嘱がありましたのでお
知らせします。

【中央西】西田 康一さん (再任)



任期 令和3年4月1日
令和5年3月31日